

**雇用保険法施行規則等の一部を改正
する省令案要綱（年度末公布）**

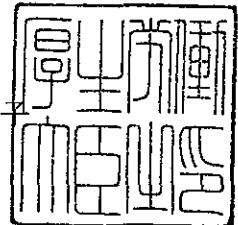
厚生労働省発職0328第4号

平成24年3月28日

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働大臣 小宮山 洋平



別紙「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会
の意見を求める。

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱（案）【年度末公布】

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一 労働移動支援助成金制度の改正

(一) 求職活動等支援給付金は、廃止するものとすること。

(二) 再就職支援給付金について、対象者に求職活動等のための休暇を与え、当該休暇の日について通常賃金の額以上の額を支払った事業主に限り助成金を支給するものとすること。

二 定年引上げ等奨励金制度の改正

(一) 中小企業定年引上げ等奨励金について、次のように改正するものとすること。

イ 希望者全員を対象とする六十五歳以上七十歳未満までの継続雇用制度を導入し、かつ、労使協定等により七十歳以上までの継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定め、当該基準に基づく制度を導入する措置を講じた事業主について、当該事業主に雇用される被保険者の数が十人未満の場合には二十万円、十人以上百人未満の場合には四十万円、百人以上の場合には六十万円を支給するものとすること。

ロ 六十五歳以上七十歳未満までの定年の引上げを講じた事業主について、当該事業主に雇用される被保険者の数が十人未満の場合には四十万円、十人以上百人未満の場合には六十万円、百人以上の場合には八十万円を支給するものとすること。

ハ 七十歳以上までの定年の引上げ、定年の定めの廃止又は希望者全員を対象とする七十歳以上までの継続雇用制度を導入する措置を講じた事業主について、当該事業主に雇用される被保険者の数が十人未満の場合には四十万円、十人以上百人未満の場合には八十万円、百人以上の場合には百二十万円を支給するものとすること。

(二) 高年齢者雇用確保充実奨励金は、廃止するものとすること。

三 試行雇用奨励金制度の改正

- (一) 若年者等正規雇用化特別奨励金は、廃止するものとすること。
- (二) 実習型試行雇用奨励金について、東日本大震災の発生時に、特定被災区域内に居住していた求職者又は特定被災区域において就業をしており、当該震災により離職を余儀なくされた求職者を青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県又は長野県の区域内に所在する事業所に

において雇い入れる事業主に限り、平成二十五年三月三十一日まで延長するものとすること。

(三) 正規雇用奨励金について、平成二十五年三月三十一日まで延長するものとすること。

四 地域雇用開発助成金制度の改正

(一) 沖縄若年者雇用促進奨励金について、対象労働者を解雇した事業主に対しては、そのとき以後、助成金を支給しないものとすること。

(二) 地域再生中小企業創業助成金について、対象労働者を公共職業安定所又は職業紹介事業者の紹介により雇い入れる事業主に限り助成金を支給するものとすること。

五 兩立支援助成金制度の改正

子育て期短時間勤務支援助成金について、次のように改正するものとすること。

(一) 常時雇用する労働者の数が百人以下の事業主に対する助成額について、短時間勤務の制度を利用した被保険者が最初に生じた場合には四十万円、二番目から十番目までに生じた場合には十五万円を支給するものとすること。

(二) 常時雇用する労働者の数が百人を超える事業主に対する助成額について、短時間勤務の制度を利用

した被保険者が最初に生じた場合には三十万円、二番目から五番目までに生じた場合には十万円を支給するものとすること。

(三) 常時雇用する労働者の数が百人以下の事業主であつて、その雇用する三歳に達するまでの子を養育する被保険者について短時間勤務の制度を設けたものに対する助成について、廃止するものとすること。

六 障害者雇用促進助成金制度の改正

- (一) 特例子会社等設立促進助成金について、助成額を減額するものとすること。
- (二) 障害者就業・生活支援センター設立準備助成金は、廃止するものとすること。

七 建設労働者緊急雇用確保助成金制度の改正

建設労働者緊急雇用確保助成金制度は、廃止するものとすること。

第二 職業能力開発促進法施行規則の一部改正

認定実習併用職業訓練の実施計画の対象となる青少年の範囲を、十五歳以上四十五歳未満とするものとすること。

第三 その他

- 一 この省令は、平成二十四年四月一日から施行するものとすること。ただし、第一の五の(三)については、平成二十四年七月一日から施行するものとすること。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。
- 三 その他所要の規定の整備を行うものとすること。